



「国際養子縁組」について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「公事宿法律事務所」代表。

令和3年3月23・24日付け産経新聞によれば、特別養子縁組を斡旋する一般社団法人ベビーライフが令和2年7月に事業を廃止し、代表者の所長も不明となってしまった結果、実親から養親と暮らす実子の近況報告が受けられなくなつたという相談が東京都に寄せられていることが明らかとなつた。ベビーライフは、これまで実親に対し子どもの成育の様子を写真を送るなどして実親との関係を考

慮していたとのことである。

従前、特別養子縁組の斡旋事業を行ふ場合には届け出制で足りたが、平成30年4月に養子縁組あっせん法が施行されて都道府県による許可制になり、ベビーライフも法律の制定により東京都に申請していくものの書類不備などの経緯を辿った後の平成2年7月にこの申請を取り下げるに至った。

ベビーライフは届け出制でも足りた平成21年から特別養子縁組の斡旋事業を開始していたが、平成24年度から平成30年度までに斡旋した子どもは307名、そのうち半数以上（52名）が「赤ちゃん輸出国」とも言われている我が国の現状に驚かれた方々もいるのではないか。

従前、特別養子縁組の斡旋事業を行ふ場合には届け出制で足りたが、平成30年4月に養子縁組あつせん法が施行されて都道府県による許可制になり、ベビーライフも法律の制定により東京都に申請していたものの書類不備などの経緯を辿った後の平成2年7月にこの申請を取り下げるに至った。

ベビーライフは届け出制でも足りた平成21年から特別養子縁組の斡旋事業を開発していたが、平成24年度から平成30年度までに斡旋した子どもは307名、そのうち半数以上の養親が外国籍であることも明らかとなつた。この記事を見て我が国に生まれた数多くの新生児や幼児が養子として海を渡つていること「赤ちゃん輸出国」とも言われている我が国の現状に驚かれた方々もいるのではないか。うか。

以前は、アジアの女性が日本国内にて出産して産まれた赤ちゃんが国際養子として海外の養父母に縁組された例が多いのではないかと意見もあつたが、実は、両親が日本人の間に生まれた赤ちゃんで国際養子となつて海を渡る子どもたちの数の方がはるかに多い。生まれた新生児の大半は中絶できなかつたいわゆる婚外子で、未婚、非婚の女性が国際養子縁組の道を選んでいたという報告も

ある。1988年に民法が改正され、特別養子縁組の規定が新設されたまでの間、法制度としては普通養子縁組しかなかった。そのため、戸籍上は実の親子の間の扶養義務や遺産相続に関する記載はそのまま残されていた。そこで、出産する側の実母の中には、出産前の妊娠中に別な住所に転籍し、子を出産してすでに転籍している戸籍に子の出生の事実が記載された後、普通養子縁組をして子を戸籍から抜き、再び、もとの本籍に戸籍を戻すと、戸籍がきれいになる（つまり、再び戸籍に戻した戸籍に戸籍を取り扱いを利用する転籍した戸籍の記載事実は反映されない）という戸籍の取り扱いを利用するケースも多かった。しかし、このケースでも養子を引き取る側が日本国内であると養親側の戸籍に記載された子が「養子」であることが記載されたままとなり、実親との関係が確認されることから、依然として人工絶に走らざるを得ない女性が後と絶たなかつたという報告もある。ところが、海外にはそもそも戸籍制度自体がなく、養子縁組が成立すると子と実親との関係も法律上完全に断ち切ることから我が国における海を渡る子ども（国際養子）の数が多かつたのかもしれない。なお、実は特別養子縁組制度が法制化された後においても国際養子の数が急激に減ったわ

けではなかつた。国際養子という道を作ることで人 工中絶によつて命を絶たれかねなかつた赤ちゃんが救われてきたことも事 実であろう。それとともに「未婚の母」というレッテルを貼られて苦しむ 未婚、非婚の女性が救われてきたこ とも事実である。

養子縁組の斡旋は、平成24年3月 29日、厚生労働省から「養子縁組あつせん事業の指導について」の部改正 と題する通知が出され、自治体を通じて民間斡旋業者に対し「原則国内」とするよう周知された。さらに、 平成30年4月に施行された養子縁組 児童保護法第3条第2項により斡旋 は可能な限り国内とする旨が明記さ れている。

海を渡つた子どもたち、これから海 を渡る子どもたちが本当に幸せにな るのか、遠く離れた日本からもつと 繼続的に光を当てられないものであ ろうか。ハーグ条約には養子縁組に関する各国間の共通ルールを作ること が明記されている。そして、我が国も 批准した子どもの権利条約の中でも 國際縁組の子どもが国内縁組の場合と同等の基準での保護を受けられること等の規定が置かれている。

ものも言わず、何らの抵抗もせぬ にたつた1人でだまつて海を渡つた子 どもたちに対し、私たちは何ができるのであろうか。